



佐賀県公報

平成19年
8月3日
(金曜日)
第12938号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

○道路の区域の変更	(道路課・四〇八)	一
○ "	("・四〇九)	一
○ "	("・四一〇)	二
○道路の供用開始	("・四一一)	二
公 告		
○県有ビームラインBL4及びBL6の製造及び据付け等業務委託に係る一般競争入札	(新 産 業 課)	二
○大規模小売店舗の変更に関する公示	(商 工 課)	五
○平成十九年度屋外広告物講習会の開催	(まちづくり推進課)	六
○土地改良区の定款変更認可	(農 地 整 備 課)	七
○公印の登録抹消	(総 務 法 制 課)	七
○公印の登録	(")	七

○ 告 示

◎佐賀県告示第四百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年八月三日から平成十九年九月三日まで佐賀県交通部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月三日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類 及び路線名	道 路		の 区 域	
	区 間	変 更 前 後 の 別	幅 員 メ ー ト ル	延 長 メ ー ト ル
一般国道 三三三号	佐賀市富士町大字上熊川字湯の原三〇〇番一地从先から 佐賀市富士町大字上熊川字東三一五番一地从先まで	後	四〇・六 、 一三・八	二三九・七
	佐賀市富士町大字上熊川字湯の原三〇〇番一地从先から 佐賀市富士町大字上熊川字東三一五番一地从先まで	前	二七・〇 、 九・〇	二五四・六

◎佐賀県告示第四百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年八月三日から平成十九年九月三日まで佐賀県交通部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月三日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		変更前 後の別	区域	
	区	間		幅員 メートル	延長 メートル
県道 薬師丸佐賀 停車場線	佐賀市兵庫南二丁目八一一番地 先から	佐賀市兵庫町大字藤木字二本松 二二一番一地先まで	後	三二・二 一四・八	四〇・二
	佐賀市兵庫町大字藤木字二本松 三二一番一地先から	佐賀市兵庫町大字藤木字四本松 三九三番八地先まで		二〇・六 六・八	
県道 薬師丸佐賀 停車場線	佐賀市兵庫南二丁目八一一番地 先から	佐賀市兵庫町大字藤木字二本松 二二一番一地先まで	前	三一・二 一四・八	四〇・二
	佐賀市兵庫町大字藤木字二本松 三二一番一地先から	佐賀市兵庫町大字藤木字四本松 三九三番八地先まで		六・八 六・六	

●佐賀県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年八月三日から平成十九年九月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月三日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		変更前 後の別	区域	
	区	間		幅員 メートル	延長 メートル
一般国道 四九八号	武雄市朝日町大字中野字戸坂八 一四〇番四地先から	武雄市若木町大字川古字二ツ川 一一〇番二地先まで	後	四六・四 一〇・三	四一八・二
	武雄市朝日町大字中野字戸坂八 一四〇番四地先から	武雄市若木町大字川古字二ツ川 一一〇番二地先まで		四六・七 一〇・八	
一般国道 四九八号	武雄市朝日町大字中野字戸坂八 一四〇番四地先から	武雄市若木町大字川古字二ツ川 一一〇番二地先まで	前	四六・七 一〇・八	四一八・二
	武雄市朝日町大字中野字戸坂八 一四〇番四地先から	武雄市若木町大字川古字二ツ川 一一〇番二地先まで		四六・七 一〇・八	

●佐賀県告示第四百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年八月三日から平成十九年九月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月三日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四九八号	武雄市朝日町大字中野字戸坂八一四〇番四地先から 武雄市若木町大字川古字二ツ川一一〇番二地先まで	平成一九・八・三

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年8月3日

収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 西村 宏之

1 競争入札に付する事項	4 入札参加資格及び条件
<p>(1) 調達物品の名称及び数量 県有ビームラインBL4及びBL6の製造及び据付け等 一式</p> <p>(2) 調達物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 納入場所 佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地 佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター</p> <p>(4) 納入期限 平成20年12月25日(ただし、蓄積リゾフ内に設置する機器及び別途指示する放射線申請にかかわる機器については別途協議する。)</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 一連の調達契約に関する事項</p> <p>(1) 今後調達が予定される物件の名称、数量及び入札公告予定時期 県有ビームラインBL4用実験装置の製造及び据付け等一式 平成19年8月頃</p> <p>(2) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付 平成19年7月2日</p> <p>3 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称 郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話0952-25-7129</p>	<p>(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)の規定に基づき入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。</p> <p>(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。</p> <p>(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。</p> <p>5 入札参加資格を得るための申請の方法</p> <p>(1) 上記4の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県(以下「県」という。)所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入のうえ持参して提出すること。</p> <p>(2) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所 郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県出納局用度管財課用度担当 電話0952-25-7194 Email: youdokanzai@pref.saga.lg.jp</p> <p>(3) 申請書様式の入手先 上記(2)の部局又は佐賀県ホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)</p> <p>6 証明書類等、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>7 入札説明書の交付及び契約条項の提示</p> <p>(1) 期間 平成19年8月20日まで</p> <p>(2) 場所 上記3の部局</p> <p>8 入札者に求められる義務</p> <p>(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成19年8月20日16時までに上記</p>

<p>3の部局に提出すること。</p> <p>(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>9 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法</p> <p>(1) 場所 上記3の部局</p> <p>(2) 期限 平成19年8月30日17時(必着)</p> <p>(3) 提出方法 書留郵便とすること。</p> <p>10 持参による入札書の提出の場所及び期限</p> <p>(1) 場所 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 新行政棟91号南会議室</p> <p>(2) 期限 平成19年8月31日10時</p> <p>11 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 上記10の(1)の場所</p> <p>(2) 日時 平成19年8月31日10時</p> <p>12 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金</p> <p>ア 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。</p> <p>イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができる。</p>	<p>(ウ) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)</p> <p>(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額</p> <p>(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額</p> <p>(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証し、若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)</p> <p>(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額</p> <p>(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額</p> <p>ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付等が免除される。</p> <p>(ウ) 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>(ウ) 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国(公団又は特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成6年法律第78号)第8条の規定に基づき登録施設利用促進機関として登録を受けている法人を含む。)又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合</p> <p>(2) 契約保証金</p> <p>ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。</p> <p>イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、</p>
---	--

上記イの(ア)から(カ)までに掲げる価値の担保を供することができる。
 ウ 次の場合は、契約保証金の納付が免除される。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国（公団又は特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成6年法律第78号）第8条の規定に基づき登録施設利用促進機関として登録を受けている法人を含む。）又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合

13 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者
- (2) 当該競争について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 1人で2以上の入札をした者
- (5) 代理人でその資格のないもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であるときは、その者を落札者としなければならないことがある。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該

入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

15 この調達契約は、1994年4月15日ワークシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

16 Summary

- (1) The nature and quantity of the products or services to be procured : The manufacture of the Prefectural Beamline, Iset
- (2) Delivery period : December 25, 2008

(3) Delivery place : the place that will be appointed in "SAGA

Light Source", 8-7, Yayoigaoka, Tosu-shi, Saga, 841-0005 Japan

(4) Time limit for tender : 5:00pm. August 30, 2007 by mail or

10:00a.m. August 31, 2007 by direct delivery

(5) A contact point for the notice : New Industry Development Division, Agriculture, Forestry, Fisheries and Commerce Head Office, Saga PrefecturalGovernment, 1-1-59 Jonai, Saga-shi, Saga, 840-8570 Japan ; Tel.+81-952-25-7129

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり届出があつたので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成19年8月3日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
モラージュ佐賀

<p>佐賀市巨勢町牛島二本松749番2外</p> <p>(2) 変更しようとする事項</p> <p>ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前)</p> <p>未定業者 (レンタルショップ) 午前10時から午前0時まで 上記以外 午前10時から午後10時まで (変更後)</p> <p>株式会社九州西友 午前10時から午前0時まで 上記以外 午前10時から午後10時まで</p> <p>イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (変更前)</p> <p>建物東側 3か所 建物北側 2か所 建物南側 2か所 合計 7か所 (変更後)</p> <p>駐車場1 南側 4箇所 駐車場2 北側 2箇所 駐車場2 南側 1箇所 駐車場4 西側 2箇所 駐車場5 西側 2箇所 駐車場5 東側 2箇所 駐車場6 南側 1箇所 駐車場7 東側 2箇所 駐車場8 北側 1箇所 駐車場11 北側 2箇所</p>	<p>敷地内通路 2箇所 合計 21箇所</p> <p>(3) 変更する年月日 平成19年7月26日</p> <p>2 届出年月日 平成19年7月24日</p> <p>3 関係書類の縦覧 (1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成19年8月3日から 平成19年12月2日まで</p> <p>4 その他 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)に到着するように提出してください。</p> <p>佐賀県屋外広告物条例(昭和39年佐賀県条例第43号)第17条の9第1項の規定により、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を習得させることを目的とする講習会(以下「講習会」という。)を次のとおり開催します。</p> <p>平成19年8月3日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 受講対象者 屋外広告業に従事している者及び今後屋外広告業に従事する予定の者</p> <p>2 開催日時及び場所</p>
---	--

- (1) 日時 平成19年8月30日(木) 午前10時から午後4時まで
- (2) 場所 佐賀市城内一丁目5番14号 佐賀県自治会館4階大会議室
- 3 講習会の課程

- (1) 広告物に係る法令に関する事項
- (2) 広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 広告物の施工に関する事項

4 受講手続

- (1) 申込受付期間
平成19年8月24日(金)まで

(2) 申込方法

佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課、各土木事務所又は佐賀市建設部建築課で配布する受講申込書に必要事項を記載し、受講料として2,000円の佐賀県収入証紙を貼り付けて、佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課(郵便番号840-8570、佐賀市城内一丁目1番59号)に申し込んでください。

なお、受講者が、次のいずれかに該当する場合は、講習会課程の一部が免除され、受講料は1,500円(佐賀県収入証紙)となります。

- ア 一級建築士、二級建築士又は木造建築士
- イ 第一種電気工事士又は第二種電気工事士
- ウ 第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者
- エ 帆布製品製造科に係る職業訓練修了者、帆布製品科に係る職業訓練指導員免許所持者又は帆布製品製造に係る技能検定合格者
- オ 屋外広告業の5年以上の実務経験者
- (3) その他

詳細については、佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課(電話、0952-25-7158)にお問い合わせください。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成19年7月26日東脊振村土地改良区の定款の変更を認可した。

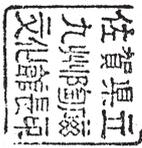
平成19年8月3日

佐賀県知事 古 川 康

次の公印は、平成19年6月27日限りでその登録を抹消しました。

平成19年8月3日

佐賀県知事 古 川 康



佐賀県立九州陶磁文化館長印

次の公印は、平成19年6月28日をもって登録しました。

平成19年8月3日

佐賀県知事 古 川 康



佐賀県立九州陶磁文化館長印

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年八月三日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷